

平成18年度第7回諫早市健康福祉審議会議事録

- 1 期日 平成19年2月14日(水) 午後5時00分～
- 2 場所 諫早市健康福祉センター 多目的ホール
- 3 出席者 委員 16名
(欠席者: 實藤政理委員 管原正志委員 荒木宣代委員 助村大作委員)
事務局 18名
- 4 会議次第
 - (1) 開 会
 - (2) 議 題
議事録署名人の指名
「諫早市障害者福祉計画(案)」の答申案について
「諫早市の公立保育所のあり方について」の答申案について
その他
 - (3) 閉 会
- 5 議題に対する決定事項
議事録署名人について
 - ・ 福地春子委員を議事録署名人とする。「諫早市障害者福祉計画(案)」の答申案について
 - ・ 各委員の意見を踏まえた所要の修正について会長に一任の上、承認「諫早市の公立保育所のあり方について」の答申案について
 - ・ 各委員の意見を踏まえた所要の修正について会長に一任の上、承認
- 6 議題に関する会議経過
次ページ以降

1 開 会

(開会を宣言)

(略)

(欠席者及び会議の成立を報告)

[事務局(進行)]

本日は、實藤委員、管原委員、荒木委員、助村委員からは御欠席との連絡をいただいております。ただ今の出席委員は16名であります。委員の過半数の出席が認められますので、健康福祉審議会条例第7条第2項により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(会議資料の確認)

[事務局(福祉総務課主任)]

(略)

[事務局(進行)]

それでは議事進行を西平会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2 議 題

(1) 議事録署名人の指名

[会長]

今日は第七回の健康福祉審議会をご案内いたしましたところ、大変お忙しい中にお繰り合わせをいただきまして、誠にありがとうございます。

市の方から諮問を受けておりましたいろいろな計画の、これまでの経過を少し申し上げておきたいと思います。

それでは今日も5時からということで、大変お疲れのことと思いますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

諫早市高齢者保健福祉計画については、平成17年9月に諮問を受け、審議の後18年2月に答申いたしております。諫早市健康増進計画については、平成17年9月に諮問を受け、審議の後18年10月に答申をいたしました。諫早市健康福祉総合計画、これは行政で作成する地域福祉計画であります。昨年12月26日前回の会議で最終の審議を行い、年明けの1月に答申を行なったところでございます。あと残されております「諫早市障害者福祉計画」、「諫早市の公立保育所のあり方について」の二つがまだ残っていたわけですが、今日はこの二つについて審議いただきたいということで予定をいたしております。

それでは、議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。福地春子委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。(福地春子委員了)

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

(2)「諫早市障害者福祉計画(案)」の答申案について

[会長]

では「(2) 諫早市障害者福祉計画(案)の答申案について」を議題といたします。
まず、障害福祉部会長の内山委員から報告をお願いいたします。

[障害福祉部会長(内山委員)]

お手元にお配りしておりますこの計画案は、障害者基本法に定められている「市町村障害者計画」及び昨年4月に施行された障害者自立支援法に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものであります。位置付けとしては、諫早市健康福祉総合計画の分野別計画として位置付けているものであります。

計画期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間の計画としました。平成20年度に本計画の見直しを行い、平成21年度から3カ年を後期計画として新たに策定するということとなります。なお、策定の視点といたしましては、県や国の動向を踏まえて見直しをしたということです。

部会としては、これまで6回の部会を開催してまいりました。

内容は、前回に提出いたしました中間素案とほぼ同じになっているはずです。

本審議会の意見として、一番大きなところで、基本目標を「共生のまちづくり」とするか、そこに「自立」という言葉を入れて「自立と共生のまちづくり」とする必要があるのではないかというご意見がありました。これは部会で議論いたしましたけれども、「共生」自体に「自立」という意味も含まれているという考え方もありますし、従来どおり「共生のまちづくり」でいこうということになっております。一つは、障害者自立支援法がまだ不確定な要素が多くて、あまり細かいところまでは議論ができなかったということ。まだまだ運用上の変更が出てくる可能性があるということ。その中で、一つだけ、障害者の自立をどう促進していくかということで、市内各施設でつくられておられます製品の販売を大々的にやっっていこうというところが、一番大きなポイントになるかと思えます。あと詳しい部分は事務局から説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

[会長]

事務局から補足はありますか。

[事務局(障害福祉課長)]

補足してご説明いたします。

それぞれの項目の趣旨につきましては、昨年10月25日に報告した中間素案の内容と変更はありませんが、障害福祉部会等の審議を経て適切な表現に改めている箇所が一部あります。また、「第4章 障害福祉サービスの提供体制」につきましては、中間素案にはなかったサービスについての説明、見込量算定の考え方等を加えています。

それでは、各章ごとに主な変更箇所につきましてご説明いたします
序章の5ページをお開きください。

基本目標につきましては、部会長から報告があった通り「共に支え合う地域社会の実現
へ～共生のまちづくり～」といたしており、変更はありません。

7ページから11ページまでの「第1章 諫早市における障害のある人の現状」につ
きましては、前回の報告のとおりでございます。

「第2章 施策の現状と課題及び今後の取り組み」ですが、14ページをお開きくだ
さい。「地域における障害児療育システムの構築」の中の「今後の取り組み」で、「障害のある
児童の早期発見」を「障害の早期発見」に改めております。

17ページをお開きください。「社会復帰・福祉施策の充実」の中の「現状と課題」で、
「長崎県が実施する退院促進事業」について括弧書きで「精神障害により長期入院してい
る人で、条件が整えば退院が可能とされる人の退院・社会復帰を促進する事業」というよ
うに補足的に説明を加えております。

18ページをお開きください。「精神科医療の確保」の中の「今後の取り組み」で、精神
科デイケア、精神科救急医療につきましては、県が実施主体であるので、「長崎県と連携
し」という表現に改めております。

19ページをお開きください。「住宅整備の推進」の中の「今後の取り組み」で、住宅施
策でも今後行うことになっている「市営住宅においてもバリアフリー化を推進します。」
を追加しています。

21ページをお開きください。「障害のある人の雇用促進」の「今後の取り組み」で、ジ
ョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金等の広報につきましては、ハローワーク
が実施主体でありますので、連携して行う表現に改めています。

26ページをお開きください。「障害及び障害のある人への理解を深めるために」の
「現状と課題」で、障害についての市民の理解を深めるためのイベントとして「いさはや
障害者福祉大会」等をすでに行っているため、これを例示して記載しています。また、
「今後の取り組み」の中を「市民参加型イベントを実施します。」から「市民参加型イベ
ントの充実に努めます。」に改めています。

28ページをお開きください。「物理的バリアフリー」の中の今後の取り組みの中で、「高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が昨年12月20日に新バリアフ
リー法として施行されていますので、これに改めています。

「第3章 本市における障害者施策の体系」につきましては、35ページから39ペー
ジまでですが、第2章の今後の取り組みを体系的にまとめているものです。

40ページをお開きください。

「第4章 障害福祉サービスの提供体制」についてご説明いたします。

障害福祉サービスは、全国一律のサービスである「自立支援給付」と地域の実情に応じ
て市町村等が実施する「地域生活支援事業」とで構成されています。自立支援給付は、障
害程度が一定以上の人に必要な介護サービスを提供する「介護給付」、リハビリテーショ
ンや就労につながる支援を行う「訓練等給付」、更生医療費や育成医療費を支給する「自
立支援医療」、補装具費を支給する「補装具の支給」の4つで構成されています。

また、地域生活支援事業につきましては、必須事業として相談支援事業、コミュニケー

ション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つと、任意事業として日中一時支援事業、更生訓練等給付事業、訪問入浴サービス事業、生活支援事業、社会参加促進事業の5つの事業を実施いたします。

41ページをお開きください。

指定障害福祉サービスは介護給付と訓練給付及びサービス利用計画作成で、平成23年度までの種類ごとの必要な量を見込んでいます。見込量につきましては、国が示したワークシートに基づき、平成17年10月分の利用者数を基礎として、近年の利用の伸びや新たな利用が見込まれる障害のある人の数、事業者の新体系への移行についてのアンケート結果等を考慮し、必要なサービス量を算定しています。

41ページから介護給付、訓練等給付についてサービスごとに概要の説明と、平成20年度、23年度の見込量を記載し、43ページには表形式で平成18年度から23年度までの見込量を掲載しています。

44ページをお開きください。

本市では、障害のある人が能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるように10の事業を実施することとし、平成23年度までの必要な量を見込んでいます。見込量につきましては、実績に近年の利用の伸びや新たな利用が見込まれる障害のある人の数等を見込んだ上で、必要な量を算定しています。

44ページからサービスごとに概要の説明と、平成20年度、23年度の見込量を記載し、46ページには表形式で掲載しています。なお、生活支援事業と社会参加事業の自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を除く事業については、数値で表す事業ではないので、見込量は設定していません。事業そのものについては実施をしていきます。

第5章計画の推進体制について説明いたします。

47ページをお開きください。

本計画につきましては、関係機関相互の連携やそのための「地域自立支援協議会」を設置、地域住民や福祉団体等との相互連携と協働により推進します。また、計画の達成度を評価し、諫早市健康福祉審議会に進捗状況を報告いたします。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

[会長]

ただ今、部会長からの報告と事務局からの説明がございましたが、これから審議を進めていきたいと思っております。

いくつかに分けて進めたいと思っておりますので、最初に序章の部分でご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

特にないようでしたら、第一章の部分で何かございませんか。

特にないようでしたら、次の第二章から第三章までで何かございませんか。

[B委員]

16ページ。「今後の取組み」の中に“GPSを使った”という部分がありますが、もう少し説明を加えた方がいいのではないのでしょうか。

[事務局（障害福祉課長）]

この計画の中で、いろいろな専門用語などがありますので、GPSも含めて補足的に説明を入れさせていただきたいと思います。

[会長]

他にございませんか。特になければ、次の第四章から第五章について何かありませんか。

[C委員]

全体的に、本当に立派な計画案ができた后感心しております。障害のある“当事者”として、こんな立派なものができて喜んでおります。

ただ一つ、38ページにあります“心のバリアフリー”について、ぜひこういう福祉計画が本当に目に見える形で、実現できるような形で取り組みをしてほしいということで、“障害及び障害のある人への理解を深めるために”以下の施策をやりますというようになっていますが、ぜひ、絵に描いた餅にならないようお願いしたいと思っております。

最近の実状を紹介いたしますと、私はグループホームを4箇所やっております。ところがその中の一つの事業者が、誤って非常ボタンを押してしまった。したがって、かなり大きな音がしまして、近所の人々が4～5人わっと出てきて、止めようとしたけれども止まらなかった。すぐに消防署を呼ぶと、サイレンを鳴らして消防車が来ました。私もすぐに現地に行きましたが、止められなかったということで非常設備を壊してしまったわけです。そして周りの人が「この責任者は誰だ」というので、「私です」といったら「責任者のくせに止め方も知らんのか」と随分怒られました。中には一人だけ、「人間だから間違いはあるよ」と言ってくれる人もいて慰めていただいたということもあるんですが、実はそこに至る経過として、一年前にグループホームを開設するとき、近所の人々が反対を表明されました。グループホームを利用する人は“こういう”人ですと近所に説明して回ったところが、「反対です」と。来てもらっては困るという表現をされました。なぜですかと問いましたら、「この付近には小さい子が庭で遊んでいる。そういうところでグループホームを開設されては困る」と。その延長線上に先ほどの非常ベルの件もあるんですが、まだまだ障害者に対する偏見の目、空気があるということだけは、皆さんにも知っていただきたいと思っております。当事者として、本当に悲しい思いであります。まだ、諫早にもそういうところがあるんだなということをご理解いただきたいと思います。

[会長]

他にご質問などはありませんか。

ないようでしたら、全体を通してご確認をいただきたいと思いますが、何かございませんか。

特にないようでしたら、ただ今の計画案でご承認いただきますでしょうか。

それではお諮りいたします。障害福祉部会からの報告と事務局からの説明、ご意見などもいただきましたが、この諫早市障害者福祉計画案の答申案について、先ほどの用語の説明の部分も含めて若干の語句の修正については会長に一任いただいた上で、ご承認いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言者あり)

それでは、承認することといたします。ありがとうございました。

(3)「諫早市の公立保育所のあり方について」の答申案について

[会長]

次に、議事の3番目「「諫早市の公立保育所のあり方について」の答申案について」を議題といたします。

まずは、公立保育所のあり方に関する検討部会の中野部会長から報告をお願いします。

[公立保育所のあり方に関する検討部会長(中野委員)]

それでは、諫早市の公立保育所のあり方についての答申案を報告いたします。

報告の前に、今回諮問を受けるに至った背景と実際に審議を進めていくに当たっての視点であります。ここを確認しておきたいと思います。

諮問の背景と審議の視点ということで、4点ほど挙げております。

まず一点目に、平成10年度から始まった国の規制緩和3ヵ年計画、規制改革推進3ヵ年計画等、国の保育関連施策における規制緩和の流れの中で、公立保育所のあり方が問われている。

二つ目。国の三位一体改革、地方分権の推進等、国・地方とも厳しい財政運営が求められている中、平成17年3月には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、諫早市においても、平成17年度から平成21年度まで具体的な取組を明らかにした計画(集中改革プラン)が策定され、民間活力の導入の必要性が挙げられている。

三点目。一方、保育所は平成17年(2005年)4月に策定された、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画「いさはや子育て応援プラン」を実現するための重要な役割を担っている。

四点目。保育の実施は市町村の責務(児童福祉法第24条)であり、また、認可保育所は「保育所を利用している家庭への子育て支援」に加え、家庭や地域住民などと連携し、地域に開かれた施設として、地域の子育て支援への取組が求められている。

こういう背景と現状があったということでございます。

このような背景の中で、私ども部会の審議の視点でございますが、下記の5項目が挙げられておりました。特に諫早市におきまして、子育て支援サービスの現状、公立保育所の現状、保育所の公民の違い等について調査し、下記の5点の視点に立って審議を行いました。

一つ目に、「いさはや子育て応援プラン」を実現するために、今後、諫早市の公立保育所は、どのような役割を担っていくべきか。

二つ目。役割を担っていくためには公立保育所をどのように配置すべきかについて。

三つ目に、公立保育所の役割と施設及び人的体制について。

四つ目に、公立の保育所の民営化について。

五つ目に、民営化する場合の入所児童への配慮等について、ということでございました。この結果として、本答申案が出されたということでございます。

では、まず部会審議の経過ですが、平成18年6月1日に開催されました、平成18年度第1回健康福祉審議会において、諫早市長からの「諫早市の公立保育所あり方について」の諮問を受けて、この審議会において、集中的な審議を進めるため「公立保育所のあり方に関する検討部会」が設置されました。

部会委員の構成は、本審議会で指名された、私も含めまして、広川健一郎委員、山口公德委員の3名と、別途市長から委嘱された臨時委員5名の合計8名の委員で審議を行ってまいりました。

部会での審議経過について一言付け加えますと、資料にありますように5回の審議を行ないまして、特に第2回目は実際に現地調査を終日行いました。

それぞれ各委員の出席も大変よく、第2回（現地調査）に1名の欠席があった他は、全員、毎回出席されました。なお、欠席された委員も、後日、独自で調査を実施されたようでございます。

それでは答申案の報告をさせていただきたいと思えます。お手元にあります答申案をご覧ください。

最初に、諮問の趣旨と審議の視点について一定の整理をいたしてありまして、次に1～7までの各項目毎にまとめている、という構成です。

3ページをご覧ください。

「いさはや子育て応援プランにおける次世代育成支援のための課題」ということで、子どもを取り巻く社会の変化からみた課題、家庭の変化からみた課題、地域の変化からみた課題というような括りでございます。

5ページからは、「いさはや子育て応援プランの計画の基本視点とめざす目標像」ということで掲げさせていただいております。平成17年4月に策定されました「いさはや子育て応援プラン」における基本課題、目標像、保育所の役割について、審議の前提としてそれぞれの委員が再確認する意味で整理したものであります。個々の説明は、時間の都合もあり省略させていただきたいと思えます。

7ページですが、めざす目標像を「市民総参加で創る“ささえ愛の子育て・応援都市”いさはや」とし、目標像を実現するための施策目標として4つの基本的な柱を定めております。

続いて8ページですが、施策推進の保育所の役割として、認可保育所は「保育所を利用している家庭への支援」に加え、家庭や地域住民と連携し、地域に開かれた施設として、地域への子育て支援が求められている、ということを強調しております。これは児童福祉法第48条の3を根拠としております。

9ページです。「諫早市における子育て支援サービスの現状」について、ということです。これは現状の数値でございますけれども、(1)就学前児童の保育所等の利用状況ですけれども、平成18年4月1日現在就学前児童数8,026名で、その内3,291名が認可保育所、447名が認可外保育所、1,502名が幼稚園に入所しており、2,786名が家庭で保育されております。

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などによる子どもへの様々な影響が懸念されて

おりまして、子育てに対する不安をかかえている保護者が増加しており、特に、家庭で保育をされている保護者に対する子育て支援の強化を図る必要があるのではないかと思います。その要因といたしましては、核家族化、あるいは子ども同士の交友機会が減少している。さらには遊びなどを通じた実体験機会の減少、遊び方の変化などもあろうかと思います。それから、少子化の時代に生まれた親世代の中には、これまでの経験の中で子どもとふれあう機会が不足していたり、子育てをする立場になっても、身近に子育てについて相談する人がいないといった要因もあろうかと思います。更には、旧来、子育て・子育てに関して地域が果たしていた役割が低下している、地域の子育て力の低下等も指摘されております。

このような状況の中で、認可保育所の状況でございます。

公立が6園、民間（認可外を除く）の保育所が36園、平成18年度の4月1日現在の地域毎の定員数、入所児童数は、ここに掲げております表のとおりでございます。

10ページは保育所の配置状況でございます。公立は網掛部分です。諫早地域に5箇所、森山地域に1箇所という状況です。

（3）は特別保育の実施状況です。特別保育の内容については、区分の欄を見ていただくと分かると思いますが、延長保育、一時保育等のことでございます。

11ページ。諫早市の公立保育所の現状ということで、数字を入れさせていただいております。ここでは、定員・入所状況、施設状況は、表に記載のとおりですが、森山保育所を除き、30年以上経過しており、建替えを検討すべき時期にきております。

中央保育所については、区画整理事業によりまして、平成19年度から20年度にかけて移転改築が予定されております。

保育士の年齢構成についてですが、経験豊富な保育士、一般的に51歳以上を想定しておりますが、全体の半数以上を占めており、10年後の保育士の配置計画を見据えた検討が必要な時期にきているのではないかと思います。

また、必要な保育士数76名の内、34名は臨時的な雇用により対応している状況にあります。

12ページ。中段以降のところですが、保育所の公民の比較をデータとして出しております。

これを見ていきますと、保育費用に関して、これは平成18年度予算ベースですが、児童一人当たり公立が86,524円/月、民間が75,836円/月となっております。若干、民間が安くなっているということでございます。

また、同規模の保育所で比較した場合、公立の運営費が年間で1,533万円高くなっております。この要因としては、保育料・保育所設置・保育内容は法律等で定められた基準に従っているので公民とも同じですが、職員の経験年数が長いこと等により人件費がかさむことが挙げられております。

職員の配置状況・勤務年数につきましてはご覧のとおり、平均勤続年数は、公立が24.7年に対し、民間が9.7年となっております。

13ページ下の方。公立・民間の役割分担ですが、前段の部分は諮問の背景で説明しておりますので省略させていただき、14ページの上から5行目、諫早市においては、保育所の公民の役割を明確にし、「いさはや子育て応援プラン」に掲げた施策を実現するため

に、公立保育所の役割を明確化し、重点化・効率化を行い、諫早市の保育の質の向上と子育て機能の強化充実を図ることが必要となる、ということを指摘しております。

次に、保育所における公立・民間の重点分野の現状についてであります。保育サービスと子育て支援サービスというものを分けて考えていきますと、保育サービスは民間が強く、子育て支援サービスは公立が強くなっている、ということが言えるのではないかと思います。

続いて、今後の公立保育所の役割についてということですが、諫早市の保育の内容や質等の向上を図ることと併せて、行政機関として公立保育所が積重ねてきた保育・子育てのノウハウや地域連携などを活かして今日的な保育ニーズである家庭や居宅における養育支援及び保育に関する相談・助言ならびに子育てまたは子どもの発育等に関する情報提供を行う総合的な子育て支援事業の基幹施設として位置付ける必要があるのではないかとということでございます。

これは、これまで入所児童にかかる保育サービス及び障害児保育・一時保育・延長保育などの特別保育対策にかかる事業は、公民が連携を図り今後とも事業を推し進める必要があるということで整理をさせていただきました。

15ページ以降ですが、諫早市における今後の公立保育所のあり方ということで、審議の中心になった部分であります。

今後積極的に取り組むべき事項として、ここに記載しております項目を掲げさせていただきました。保育の質に視点を置いた保育の実施による民間保育所への還元、関係行政機関や他の児童福祉施設並びに地域との連携体制の強化充実と情報提供などの地域ネットワークの拠点、育児不安や虐待予防等の相談対応、障害児保育の充実、緊急時の対応。こういった役割を積極的に推し進め、今後の諫早市の子育て支援サービスの拠点施設として、その特性や専門性等を發揮していくことが、これからの公立保育所のあり方として重要だということでございます。

16ページ。公立保育所の重点化でございますが、公立保育所の施設状況、入所児童の状況、職員配置状況・年齢構成等の状況を検討した結果、公立保育所がその役割を担うためには、現在6か所ある公立保育所の整理・重点化を図る必要があるのではないかとということでございます。

今後、公立としての役割を果たすための中核拠点施設として諫早中央保育所、連携・補完施設として、地域性を考慮し西部地域の太陽保育所及び東部地域の長田保育所、この合計3か所ですが、これらを公立で運営しまして、他の公立保育所は民営化を推進されることを提案しております。

18ページ。一方、民営化する方の保育所ではありますが、ここに掲げておりますけれども、森山保育所、深山保育所、本野保育所。

この中で、特に民営化について配慮すべきこと、これは5回の部会の中でも大変熱の入ったところでございました。

民営化にあたっては、子どもの心身の発達・育ちへの影響や地域の保育環境を十分に配慮することが重要です。民営化の手法・時期等については保護者の意見等を十分考慮し、公立保育所の長所はそのまま引き継ぐとともに、延長保育などの特別保育の充実や自己評価制度の導入など、市民が利用しやすい保育サービスの提供や地域における様々な子育て

支援のサービスの充実と情報提供に努められるとともに、下記事項について十分配慮されることとさせていただきます。

下記事項ですけれども、(ア)から(カ)までですけれども、大変大事にした部分ですのでこれもお伝えしておきますと、(ア) 保護者等関係者への説明と情報提供について、民営化において、保護者等関係者の理解や協力は絶対に必要であり、関係者に対し、民営化の意義・目的や方法について、十分な説明と情報提供を行うこと。さらに、民営化がそのまま認可外保育所への移行と混同されないよう、十分な説明と情報提供を行うこと、ということでございます。これについては、一般的に民営化と言いますと、いわゆる市場原理にのっとりた一般企業のような受け止め方がありますが、保育所に限りまして認可保育所という形での民営化でございます。認可外ではございません。

それから、保護者から意見要望等を受ける機会を設けることとさせていただきます。

次に、(イ) 入所児童への配慮についてであります。一つ目に、子どもたちに負担をかけず、保育の質を落とすことなく、むしろサービスの向上を目指すよう、時間をかけてゆっくり民間に移行すること。二つ目に、引継ぎ保育を含め、民間への移行には現職員の意見を聞き、準備期間を十分とること。三つ目に、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による協議会を設置して、円滑な移行ができるよう配慮すること。

さらに(ウ) 移管先法人の選定について。事業者の選定に当たっては、学識経験者や保育現場経験者等を構成委員とする選定委員会等を組織して、公正に選定すること。公立保育所を民間に委譲する際には、質の高い保育を実施している事業者を選定することが極めて重要である。安易に財政的な理由のみで相手先を選定するのではなく、実績ある社会福祉法人に限定をすること。

次に、(エ) 民営化後の措置についてであります。民営化後も、一定期間は保護者・保育所・市の三者協議会を継続して存続させ、定期的に意見や情報交換をする機会を設けること。本野保育所と深山保育所は老朽化しているが、豊かな自然環境と調和したすばらしい施設であるので、民営化後もできるだけ、現在の保育所の面影を残す方向で検討を行うこと。保育所の名称は長く地域に親しまれているので、民営化後、その取り扱いについては地域や保護者等の意見を聞き、十分に尊重すること。森山保育所は、図書館や学校に囲まれた良好な環境の中にあるので、民営化後も地域の特性を生かした保育所運営を行うこと。

次に、(オ) 存続する公立保育所の充実についてであります。存続する公立保育所にあつては、今後、公立保育所に求められる役割及び市全体の保育の質を高める役割を担っていくために、保育士等職員体制の充実を確実に図ること。

最後に、(カ) その他であります。民営化は、単に市の財政負担を軽減するために行うのではなく、それにより生じた財源は保育所に入所していない子どもたちを含め地域の子育て支援のために使うこと。民営化される保育所職員の身分保障は確実にすること。

このように、(ア)から(カ)までのかなり細かい、しかも具体的な内容の項目を含めさせていただきます。これは、私も含めまして、部会の各委員の共通な思いといった内容でございます。民営化については財政的な事情というのは分からないではない。しかし、子育てに関する非常に基本的な部門であります保育所の運営にあたって、公の果たす役割を考えたときに、どうしても現状でその部門を縮小していくということについて

は、積極的には賛成をすることはできない。むしろ、背に腹は替えられない状況の中で、この部会の委員方も、今回のこの答申につきまして、このような条件を付け加えさせていただくことで、民営化の中身につきまして合意を得たというのが率直なところでございます。

一言申し上げますと、今後の民営化の中でも、そして改めて公立保育所となる3箇所の保育所につきましても、これまで以上に保育環境の更なる向上、サービスの質がより以上に高まるような方向での民営化であっていただきたいという思いを、私どもも強く思っていることを付け加えさせていただきまして、この答申案の報告に替えさせていただきたいと思っております。少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。

[会長]

詳しく報告をいただきました。特に事務局から何かありますか。なければ詳しく報告いただきましたので審議に入りたいと思っておりますが。

それではただ今部会長から詳しく報告をいただきましたので、これから審議に入りたいと思っております。

まず、1「いさはや子育て応援プランにおける次世代育成支援のための基本課題」と2「いさはや子育て応援プランの計画の基本視点とめざす目標像」の部分でございますが、これは、以前、お配りしております計画書の内容を記載しているわけですが、再度、確認の意味も含めて、ご質問などがありましたら出していただきたいと思っております。

[A委員]

2ページに「審議の視点」と書いてありますよね。ということは、部会では、事務局でつくったものを審議されただけのことなんでしょうか。

[公立保育所のあり方に関する検討部会長（中野委員）]

諮問を受けたかたちでの審議です。その際に、審議する項目として5点が挙げられていたということでもあります。これは、諮問に対して、例えば第一回の部会の中で自由に発言いただく機会がございました。その中で様々な意見が出まして、それぞれの委員から出た意見を取りまとめる中で、このような5点の視点が明確になってきたというふうに理解しております。

[A委員]

細かい話になりますが、日本語の問題なんですよ。そういうものを審議と称するかどうかなんですよ。協議であるとか検討ならば解るんですけども。もう出来上がったものをやっていくのが、普通、審議と言っているわけでしょ。ある程度、意見を戦わせる必要が部会はあるのではないかとこのことを言いたいわけですよ。そうすると、このまま表面に出てもよろしいんですかというのが心配なんです。

[会長]

事務局からいいですか。

[事務局（児童福祉課長）]

表現ぶりについては、今のご意見を踏まえて適切な表現に改めたいと思います。

先ほど部会長が申し上げましたとおり、第一回の部会の中で、どういう視点で協議を進めていこうかという皆さんのご意見の中で、こういう部分について整理し議論をしていこうという合意のもとで整理されたものとしてご理解いただきたいと思います。

[会長]

ほかに何かありませんか。特になければ、次に諫早市の現状を記載しております3「諫早市における子育て支援サービスの現状」、4「諫早市の公立保育所の現状」、5「諫早市における保育所の公民比較」の部分でご質問などがありましたらどうぞ。

[会長]

特にないようでしたら、次に、ここが最も大きなポイントになる内容となっておりますが、6「公立・民間の役割分担」、7「諫早市における今後の公立保育所のあり方」の部分でご質問などがありましたらどうぞ。

[A委員]

議論をされる中で、今年あまり流行っていないということなんですが、インフルエンザに罹った子どもであるとか、持病ではなくそういう病気の子どもの保育というものは、全く視点に入らずに来たわけでしょうか。病児保育という言葉があるようですけども、インフルエンザというのは全部にうつってしまうわけでしょ。これは別に保育する必要があるかもしれない。そうすると、そういうのはどこが受け持つんだろうと。それは民間にやって下さいというのはどうだろうか。どこかありますか。

[事務局（児童福祉課長）]

病児、病後児保育につきましては、2箇所の小児科医に併設する病児保育室に市が委託して実施している状況でございます。

[会長]

他にございませんか。特にないようでしたら、あらためて全体を通して内容をご確認いただき、よろしければ承認ということにいたしたいと思います。最後に、全体を通して何かございませんか。

[会長]

それでは特にないようでございますのでお諮りいたします。

公立保育所のあり方に関する検討部会から報告がありました、この「諫早市の公立保育所のあり方について」の答申案について、本日もいろいろなご意見もいただいております。文言の修正等については会長に一任させていただいた上で、御承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。（各委員了）

[会長]

それでは審議会として承認することといたします。ありがとうございました。

(4) その他

[会長]

「その他」ということで、委員の皆さんから何かございませんか。
事務局から何かありますか。

[事務局（福祉総務課主任）]

ご審議ありがとうございました。先ほどご承認いただきました、障害者福祉計画の案と公立保育所のあり方に関する答申につきましては、早速、日程調整の上、市長への答申の手続きを進めさせていただきたいと思っております。できれば来週にも答申をする方向で調整させていただきたいと思っております。

それから、今回の会議については平成18年度の最後となります。次回の会議につきましては、年度が明けまして19年度に入りまして開催する方向で調整をさせていただきたく存じます。会長ともご相談させていただいた上、後日あらためてご案内いたしたいと思っておりますので、よろしくご協力方お願いいたします。

[事務局（福祉総務課参事）]

ただ今から、お手元の方に資料を配布させていただきますので暫くお待ちくださいませ。実は私も諫早市におきましても、平成19年度におきまして食育推進計画を策定いたします。今回、このために設置いたします食育推進会議、実は今回の審議会と同じように市長の諮問機関という位置付けでございます。来る3月2日に召集予定の3月定例市議会に設置条例をご提案申し上げる予定でございますけれども、予定でいきますと3月に条例案の可決をいただきましたあと、早速4月に発足をさせていただきまして、平成19年中には食育推進計画の策定に至りたいと考えております。

実は、健康福祉審議会そのものの目的が、市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るためという目的を設定いたしております。ご承知のとおり、食育に関する事項につきましては、本審議会との関わりも非常に濃いものがありますけれども、資料でございますように多岐多様にわたる食育の計画でございますので、他の方面からの委員の参画を求めて新たに附属機関を設けたいということでご提案をしている次第でございます。

お手元の資料でご説明いたします。まずは策定体制でございますけれども、中ほどに朱書きで表しておりますように、委員数15名以内で食育推進会議を設置したいと考えております。諫早市食育推進会議の方で食育推進計画を策定いただきますけれども、この基本となりますのは一昨年設けられました食育基本法という法律がございます。その中で食育推進計画の基礎となるべき基本的施策が定められております。先ほど多岐にわたる分野

というふうに申し上げましたけれども、ご案内のように 家庭における食育の推進、学校、保育所における食育の推進、ということで児童、子どもを中心とした食育推進から食文化の継承のための活動への支援でありますとか、国際交流の推進までかかっておりますけれども、そのような多岐にわたる計画を策定しようということでございます。

策定にあたりましては、学識経験者、食育推進関係団体などの参加を求めまして、新たに設置いたします諫早市食育推進会議に作成の諮問を行ないまして、委員の皆様にも多角的観点からご審議、ご検討をいただきたいと考えております。併せまして、食育推進会議との連携といたしまして、市の庁内組織といたしまして、助役を本部長といたしまして各部長から組織する食育推進本部体制を敷きまして、この中で素案を検討しながら食育推進会議の中でご検討いただきたいと考えております。

以上で、食育推進会議の概要と食育推進計画の策定にいたる私どもの考え方についてのご報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

[会長]

他に特になければ、本日の議題を終了いたします。

後の進行は事務局にお願いします。

3 閉会

[事務局（進行）]

閉会にあたりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

[健康福祉部長]

18年度は7回にわたりましてご審議をいただきました。地域福祉計画、健康増進計画、障害者福祉計画、さらには公立保育所のあり方についてもご審議をいただいたところでございます。障害者福祉計画と公立保育所のあり方については会長の方から近々答申をいただける予定となっておりますが、事務局として全庁内で調整を図り、市民の計画としてつくりあげていきたいと思っております。特に、それぞれの計画につきましても積極的に取り組んでいきたいと、公立保育所のあり方につきましても、積極的にではありませんけれども慎重に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

この公立保育所のあり方につきましては、全国的に反対運動等が起こり、そしてまた裁判という状況もあっているようでございます。そういう事態にならないように、関係者の皆さんと、ご協力をいただきながら諫早市民にとってすばらしい保育所のあり方を目指すひとつの方向性というものを目指していきたいと思っております。

平成19年度につきましても、さらにこの計画を見定めていただくと、どれだけ進んだかということをチェックしていただくという会議も予定していきたいと思っております。今後も、それぞれの立場で事務局に対しましてご指導賜りますように、お願いを申し上げながら、簡単でございますがお礼の言葉に替えさせていただきます。

(18時28分終了)